

国民年金って どんな制度？

国民年金は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の全ての人が加入します。

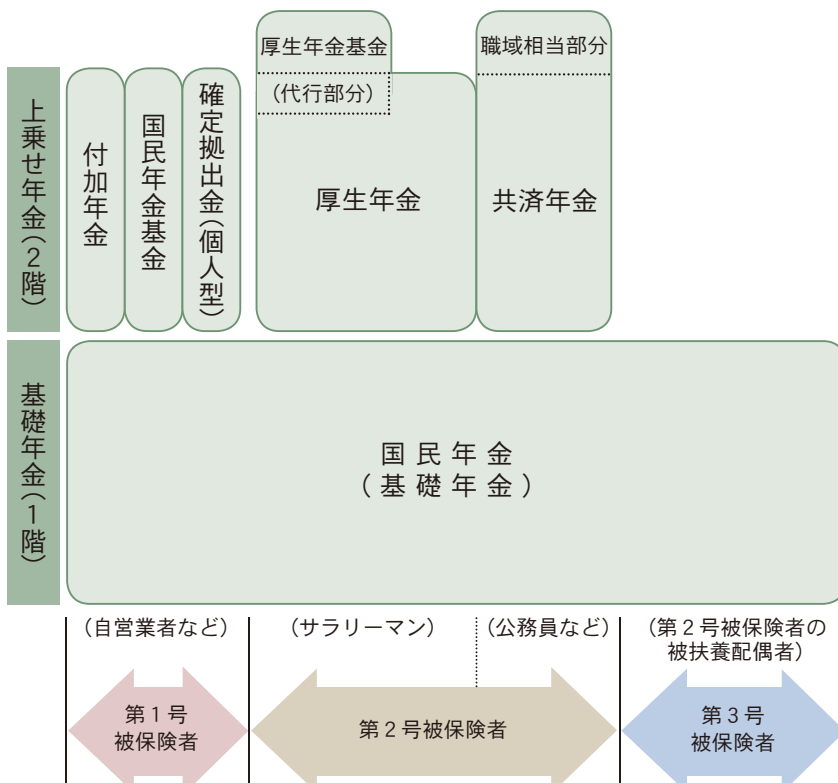
☎保険年金課☎295086(市役所1階⑨番窓口)、総合支所、
岩国年金事務所☎242222

加入者(被保険者)は、3種類

加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	20歳以上60歳未満の 自営業者、学生、農林 漁業者、無職の人など	厚生年金や共済組合 に加入している会社 員、公務員など	第2号被保険者に扶 養されている20歳以 上60歳未満の配偶者
保険料	各自が納付 月額15,040円 (平成25年度現在)	給料から天引き ※国民年金保険料 を含む	自己負担なし (配偶者が加入する 年金制度が負担)
手続き	保険年金課 (市役所1階⑨番) 総合支所市民福祉課	勤務先	配偶者の勤務先

●年金制度の体系図



目次

- 02 国民年金って
どんな制度？
- 05 市議会12月定例会
- 06 市消防団員などを表彰
- 08 市有地を購入しませんか？
- 10 市政 PICK-UP
- 12 すまいる
- 13 まちの話題
- 16 健康教室・食推さんの食
べてみんさいおいしいけえ
- 17 くらしの情報
- 22 おでかけ情報
- 24 みんなの写真館・
市長夢日記

表紙の写真



お茶の「おもてなし」

岩国徴古館で行われた企画展「雲道人・東五親子展」の関連イベントとして「お茶のおもてなし」が開催されました。11月3日から計8回、日曜日を中心に設けられたお茶席には、観光客や地元の人びとなど延べ780人が訪れ、最終日の1月13日にも多くの人が味わい深いお茶を楽しみました。

給付は、老齢・障害・遺族の3種類

年金というと『お年寄りのためのもの』と思ってしまいがちですが、若い人にとっても大切なものです。保険料の納付について一定の条件を満たせば、老後や、病気やけがで障害が残ったときなど本人または家族の生活を公的に支えていく制度です。



年金給付

老齢年金

保険料を納めた期間や免除期間などが原則 25 年以上ある人に 65 歳から終身にわたって支給されます。

年額

77万8,500円(40年間保険料を納めた場合の満額)
(平成25年10月現在)



障害年金

国民年金加入中の病気やけがで一定の障害の状態にあるとき、支給されます。

※保険料の納付要件あり

年額

1級 97万3,100円
2級 77万8,500円
(平成25年10月現在)



遺族年金

国民年金加入者が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。
※保険料の納付要件および子の年齢要件あり

年額

77万8,500円+子の加算額



※2つ以上の年金が受けられる場合は、いずれかを選択

国民年金の保険料は、月額15,040円（平成25年度）

○保険料をまとめて前払いすると、割り引きされるお得な前納制度があります。

○付加保険料(月額400円)をプラスして納めると、付加年金の年金額200円×付加保険料納付月数が上乗せされます。

国民年金の納付方法は「口座振替」が便利でお得です

○現金で毎月納付すると・・・

1年分の保険料

$15,040円 \times 12月 = 180,480円$ （平成25年度）

○口座振替で1年度分を前納すると・・・

1年分の保険料

$180,480円 - 3,780円 = 176,700円$ （平成25年度）

3,780円の割引

※口座振替での1年前納の申込期限は、2月末日までです。

※平成26年4月から、口座振替による2年間の前払いが可能になります。

●平成25年度国民年金保険料納入額早見表（現金納付・口座振替）

平成 25 年度		1 力月分		6 力月分		1 年分	
		保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付 (現金納付および翌月末 振替の口座振替)		15,040円	—	90,240円	—	180,480円	—
前納 (前払い)	口座振替 (当月末)	14,990円	50円	89,940円	300円	179,880円	600円
	6 力月前納 (現金納付)	—	—	89,510円	730円	179,020円	1,460円
	6 力月前納 (口座振替)	—	—	89,210円	1,030円	178,420円	2,060円
	1 年前納 (現金納付)	—	—	—	—	177,280円	3,200円
	1 年前納 (口座振替)	—	—	—	—	176,700円	3,780円

Q. 年金証書はどんな
場合に必要になるの？

A. 年金証書は、年金を受けている
人の身分証明書ともいえるものです。
また、いろいろな届け出をする
ときにも必要となります。なくした
り、破いたりしないように大
切に扱ってください。

年金を
受け取っている人

Q. 年金振込通知書は
年金支給月に必ず送付
されるの？

A. 年金振込通知書は、原則と
して年 1 回(6 月)に送付するこ
ととなっており、振込額や振込
口座に変更がなければ、その後
の支払月には送付されません
(年金振込通知書が送付され
ない月でも年金は
支払われます)。

Q. 保険料を納め
なかった期間があるけど
今から納められるの？

A. 国民年金の保険料は、納付
期限から 2 年以内であれば納め
ることができます。2 年を過ぎ
ると、時効により納められませ
んが、平成 27 年 9 月までは、
後納制度を利用して過去
10 年分まで納めるこ
とができます。

国民年金に加入している人

Q. 海外に住むことになるけど
保険料はどうやって納めるの？

A. 海外に居住する日本国籍の人は、
国民年金に任意加入できます。国内に
いる親族などが本人の代わりに納める
方法と、日本国内に開設している
預貯金口座から引き落とす方
法があります。

よくある
年金
Q
&
A